

国立スポーツ科学センタートランポリン専用練習場利用規程

- 第1条 この規程は、国立スポーツ科学センター（Japan Institute of Sports Sciences、以下、「JISS」という）トランポリン専用練習場の利用について定める。
- 第2条 利用資格は、次の者に与える。
- (1) 公益財団法人日本体操協会（以下「本会」という）が認める団体
 - (2) 本会加盟団体
- 本会が認める団体とは、原則として、当該年度に本会の登録を済ませているナショナル、ジュニア等、本会の認定する強化指定選手（以下「強化指定選手」という）およびその指導者、当該年度の本会が認定する国際大会日本代表選手（以下「日本代表選手」という）、または強化指定選手や日本代表選手が所属する団体を指す。なお、当該年度に未登録者および選手のみによる利用は認めない。
- 第3条 利用は、本会主催の強化等事業（以下「本会強化等事業」という）を優先する。なお、本会強化等事業中、原則として当該事業と無関係の団体の受け入れを禁止する。
- 第4条 JISS トランポリン専用練習場の利用に関する申し込みの事務は、本会が窓口となっていく。
- 第5条 利用の申し込み手続きは、次のとおりとする。
- (1) 本会強化等事業
年間一括申し込みを原則とする。
 - (2) 本会が認める団体または本会加盟団体の利用
指定先に電子メールにて、利用申込フォームを受け取り、原則として利用日の14日以前に手続きを行う。なお、利用者の受付は原則として先着を優先とする。すべてにおいて、本会の認定する事業利用を優先する。また、本会で特別に許可した場合を除き、一団体の利用は最大週（月曜日～日曜日）4日を限度とする。
- 第6条 利用時間は3時間を1コマとする。
※入館から退館までの時間。
- 第7条 原則として、利用台数は1台5名まで、5名を超える場合は2台、10名を超える場合は3台、15名を超える場合は4台、20名を超える場合は5台、26名以上30名以下の場合は6台を使用することとする。未使用の台があった場合でも申込台以外は使用できない。
- 第8条 利用料金は、別表のとおりとする。ただし、本会強化等事業による利用は無料とする。
- 第9条 利用に伴う消耗品は、原則として利用者の負担とする。
- 第10条 利用に伴って器具等の破損が生じた場合は、速やかに本会に届け出ること。修繕費は、必要に応じ利用団体が負担することとする。
- 第11条 利用にあたっては、本会公認コーチ資格を有する指導者が必ず引率し立会指導することとする。

第 12 条 利用にあたっては、安全管理を徹底し事故防止に努めること。なお、事故が発生したときは、速やかに本会に届け出ること。利用者の傷害の処置並びに医療費等の負担は利用団体の責任で行う。なお、本会としては、JISS 施設の加入する傷害保険の適用範囲内とする。

第 13 条 利用にあたっては、整理整頓と清掃を必ず行うこと。その他、利用上の注意は本会の指導に従う。

第 14 条 利用にあたっては他の団体の選手に迷惑をかけること。

第 15 条 本規程を守らない場合、利用の中止などの罰則を課す。

第 16 条 利用に際して事前に必ずオリエンテーションを受けること。

第 17 条 本規程は、理事会の決議により、変更することができる。

<別表：利用料金表>

利用所属団体（種別）		3 時間 1 コマ
強化指定選手 ¹⁾ 、または日本代表選手 ²⁾ が本会強化等事業以外で個人利用する場合		無料
強化指定選手や日本代表選手のいる所属団体が利用する場合（強化指定選手・日本代表選手以外の所属の選手に対して）		1,000 円（税別）／1 団体／1 コマ
加盟団体が主催する本会の認定する研修会や講習会で利用する場合	研修料等を取らない場合	5,000 円（税別）／1 団体／1 コマ
	研修料を取る場合	別途協議して決める
その他の利用（撮影等）		別途協議して決める

1) 強化指定選手については指定を受けている期間内の利用時について適用される。

2) 日本代表選手については代表決定後から当該年度の 3 月 31 日までの利用について適用される。

3) 本会栄光賞受賞者は、永年、無料で利用することができる。

平成 25 年 4 月 1 日制定・施行

平成 27 年 6 月 14 日改定

平成 30 年 3 月 9 日改定

平成 30 年 4 月 1 日施行

令和元年 5 月 7 日改定・施行

令和 3 年 3 月 18 日改定・4 月 1 日施行